

第22回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(火) 午後2時00分から午後3時40分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	松下 富男
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	16	寺田 勝典

5. 欠席委員 議席17番 瀧井 和雄 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 9番 奥村 喜美子 委員
議席10番 中島 準一 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第103号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第104号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

- 農地利用最適化推進委員会及び意見書検討委員会報告事項
- 活動方針作成委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	大谷 茂
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席17番瀧井和雄委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席9番奥村喜美子委員と、議席10番中島準一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第102号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
3条調書、整理番号1について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第102号、整理番号1について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。農業振興地域内の青地および白地農地です。
譲渡人は農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて梅の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号1については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。
譲渡人は、本年3月に遺産相続をされましたが、以前から不耕作地となっておりました。農地に復元することはできず、隣地の方や地元の方々に迷惑をかけているとのことで、昨年10月に隣の土地の譲受人が購入された梅の木を栽培されており、同様に購入いただくよう話をされたところ、快く引受けられました。綾戸推進委員とともに当事者の方々と現場を確認し、本件について協議した結果、許可相当と判断に至りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。
- 事務局 当案件地は、水はけが悪く、長年にわたり不耕作地となっており、荒廃状態となっているのが現状です。農地として守っていくのが困難で悩んでいたところ、近隣地で果樹園の拡張を考えておられた今回の譲受人と話が整い、売買に至りました。何ら問題なく、許可相当と考えます。なお、現地確認は4月1日に行いました。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号1について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号2について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号2について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は農地の管理が行えないことから、以前より農地の管理を譲受人に依頼していましたが、今回農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は隣接する農地と一体として申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 整理番号2については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号3番田畑です。
申請地の農地は実家の母親から、遺産相続されたものです。また譲受人は、約50年以上前から耕作されておられます。譲渡人の母は譲受人の家が実家であり、そうした関係により耕作をされておられます。もちろん譲渡人が耕作するこ

とはできず、今回贈与により合意されました。箭田推進委員とともに許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号18箭田です。
譲受人が引き続き耕作をされる予定ですので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号2について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号3について説明します。議案書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は農地の管理が行えないことから、以前より農地の管理を譲受人に依頼していましたが、今回、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は隣接する農地と一体として申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号3については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。
現地確認は4月4日に申請人立会いのもと、実施いたしました。譲受人はこれまで譲渡人の土地を借り受け、水稻耕作されておりました。なぜなら従来から、譲受人と譲渡人の圃場は1枚の圃場になっていたためです。譲受人も高齢となり

世代が代わり、トラブルを回避するため、今回譲渡人と売買で話をされたところ、快く返事をもらい契約に至ったという内容です。売買成立後も変わることなく、譲受人が水稻を作付け予定ですので、特に問題ないと思います。この申請につきまして、許可相当と見受けられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事 務 局 ただ今、事務局並びに中島農業委員様の説明のとおりで、農地利用の最適化推進において問題ないと思われますので許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号3について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。
議案第102号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第103号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号1について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第103号、整理番号1について説明します。議案書は4ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画図は9ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、工場の倉庫の建設を目的とする農地の売買です。計画によると、既存工場へ、敷地南側を通る県道からの進入通路を確保するために、既存の倉庫を解体し、申請地と既存敷地にまたがって、建築面積1,207.78平方メートル、最高高さ15.2メートルの倉庫を建築されます。申請地西側の農地との境界には、L型擁壁を設置されます。また、雨水排水は県道内側溝へ放流処理されます。

以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号1については、議席6番委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番です。

参考図8ページの図面ですが、酒人から旧道へ出る南北の市道があり、現在はその道を使い、裏の倉庫へ大型10トントラック等が出入りをしている状況の中で、元来からその道は通学路として使用されています。そのため、県道から裏の倉庫へ大型車が入りできるような小さな建屋を壊し、隣の農地を譲受人から購入し進入路部分を確保、倉庫を建設されます。子どもたちの通学の安全等を考えるに当たり、許可相当と考えます。現地は澤田推進委員とともに4月1日に確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号1について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。

なお、許可については、都市計画法第29条に基づく許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、整理番号2について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2について説明します。議案書は5ページ、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画図は12ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3

種農地です。

申請内容は、住宅敷地を目的とする、農地の使用貸借です。申請によると、自己所有地の間にある農地を住宅敷地として一体的に利用するための農地転用とされています。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号2については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

令和4年4月4日に福野推進委員並びに申請当事者と現地を確認いたしました。転用理由についても聞き取りをいたしました。申請地は既に盛り土コンクリート擁壁にて砕石整地をされており、地目の畑地から形状変更されておりました。これについては申請者の顛末書が添付され、事務局の説明のとおりです。

畑地の転用については、申請地が南北に住宅があり、その間に畑地が取り残された形であったので、今回、南北住宅敷地の一体を目的として、敷地利用をされるということです。申請地は、近隣の許可を得ており、周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号9福野推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事 務 局 申請地は宅地に隣接し、土地改良事業には該当しません。集落が推進する農地利用最適化推進には支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号2について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3について説明します。議案書は5ページ、参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画図は15ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。

申請内容は、工事中駐車場の設置を目的とする、農地の賃貸借です。申請によると、新名神高速道路の車線拡幅工事のための仮事務所を設置するが、仮事務所敷地では十分な駐車スペースを確保できないことから、申請地を11台分の駐車場として利用されます。申請地は第2種農地ですが、現場事務所に近く、住宅に影響のない適当な場所の中から、駐車場までの道路状況、乗入れ箇所の状況により、用地選定されており、適当な土地が他にないことからやむを得ないと考えられます。雨水は東側の道路側溝へ流れるように、また、西側の農地へ土砂が流出しないような形状で、整地する計画であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号3については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。

現場事務所の、駐車場が手狭で、100メートルほど離れたところに駐車場を設けられます。まだ造成には至っていませんが、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号15本間推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号15本間です。

当地は従来茶畑であり、20年近く前に、市道の拡幅工事により残地となっており、その後ずっと不耕作の状態で放置された農地です。申請に関しては何ら問題なく思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 緩利委員。

緩利農委 議席番号1番緩利です。
工場の駐車場として整地して、アスファルトやコンクリートを打つことなく整備され、使用後の返し方はどのようになっているのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 現場は、アスファルト等はせず土で整地されます。使用後はその状態で、所有者に返還すると伺っております。以上です。

緩利農委 わかりました。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号3について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号4について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4について説明します。議案書は6ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にあり、第3種農地です。
申請内容は、倉庫、庭を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人の住宅の周囲の農地を倉庫および庭として利用されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号4については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号3番田畑です。
譲受人は、住宅が手狭になり、家財道具類全般にわたり置くところに困っておられました。隣の地権者である譲渡人に譲っていただくよう、交渉されたところ、快く承諾され、譲り受けられることになりました。
なお申請地の一部を約10年前に倉庫を建築され、現在も使用されておられます。今回売買が成立し、事務手続きにおいて許可なしで転用されたことが判明し、顛末書が提出されています。この土地の取得後は、宅地を拡大し残りは庭として利用されます。綾戸推進委員と申請者とで協議したところ、顛末書の内容等に鑑み、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。
- 事務局 本案件は顛末書付きであります。状況を鑑みると、いたし方ないと考えられます。近隣に迷惑がかかることもなく、許可相当と考えます。なお、現地確認は4月6日に行いました。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号4について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号5について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号5について説明します。議案書は6ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請内容は、専用住宅を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、建築面積83.11平方メートル、延べ面積131.98平方メートルの専用住宅を建築

されます。建蔽率は23.5パーセントです。譲渡人は譲受人の妻の父であり、市外から実家近くへの、転入となります。造成は現状地盤を基本とし、雨水排水は道路側溝に放流、汚水排水は下水道へ放流処理されます。これらのことから転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号5については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

4月8日に橋本推進委員と現地確認いたしました。申請者から転用計画を聞き取りました。申請者の家族が実家の近くでの新居を望み、道を挟んだ前の茶畑を譲ることとされました。6筆ある畑のうちの一部を転用されます。残りは今まで通り管理されます。隣接者の同意も得られておりますことから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 当該地は、高速道路への連絡道路と市道に囲まれた角地であり、農地利用の最適化の推進には支障がないと判断いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号5について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号6について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6について説明します。議案書は6ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の、第2種農地です。

申請内容は、廃棄自動車の一時保管場所を目的とする、農地の賃貸借です。申請によると、国道1号沿線で中古車販売業を営む譲受人が、販売の引き替えに引き取った廃車を一時的に保管するために利用されます。申請地は第2種農地ですが、営業拠点からの徒歩圏内の場所、景観等で迷惑のかからない場所などで候補地を選び、所有者および隣接農地の所有者からも承諾を得られていることから用地選定についてはやむを得ないと考えられます。計画によると、東側農地より70センチメートル程度高く、また、西側に向けて緩い勾配をとる形状となるよう土を盛られます。法面は安定勾配で仕上げられます。雨水は、自然浸透及び既存の素掘り水路へ放流処理する計画となっています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号6については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

4月5日に橋本推進委員と現地確認いたしました。申請地は元茶畑でしたが、10年以上不耕作でした。譲受人はガソリンスタンドと自動車販売中古車買取り業を営んでおられ、廃棄自動車の一時保管場所として使われます。向い側は工場の敷地です。東側の茶畑に影響がないようお願いしました。隣接者の同意も得られています。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 当該地は西側に竹林と東側は転用許可がおりた農地に挟まれた不耕作地です。農地利用の最適化推進には支障ありません。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 保井委員。

保井委員 議席 4 番保井です。
一時保管場所の造成となっておりますが、路面はそのまま砂利敷なのか、アスファルト敷なのかという質問と、一時保管、廃棄自動車を置くということで、こんなことはないと思いますが、廃棄自動車にガソリン等が残っている場合があると思いますが、きちんと管理されていれば残っていないかもしれませんが、そうした場合に火災が発生した時に、火災の予防措置等は講じられているのか、安全管理上の問題をこの農業委員会が指摘するものでないかもわかりませんが、どのような状況なのか、お聞かせ願えればありがたいです。

議 長 事務局。

事務局 1 点目の仕上げですが、山ズリを入れ、整地されると聞いています。2 点目の消防等の安全措置については聞いていません。

議 長 保井委員。

保井委員 最近事故が非常に多く、廃車自動車の火災というのも放火等その他いろいろにより起こっておりますので、その対策をいただくよう確認をお願いします。

事務局 わかりました。申請者代理人へ許可書を交付する際に、火災の懸念があるので対応をするよう伝えます。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号 6 について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 6 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号 7 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 7 について説明します。議案書は 7 ページ、参考図は 2 5 ページ、2 6 ページ、土地利用計画図は 2 7 ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内

の第3種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人、および、譲受人が営む工務店の来客、学習塾の送迎用の駐車場として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、敷地内水路を通過して既存水路への放流処理、および道路側溝への放流処理をされます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号7については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

整理番号7と整理番号8については譲受人が同じであり、関連することから整理番号8についても先にご説明願えないでしょうか。

議 長 それでは、整理番号8について、事務局の説明を求めます。
なお、採決は個々に行います。

事務局 整理番号8について説明します。議案書は7ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、ガーデンを目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人が営む工務店の事業の拡大として、ガーデン事業を予定しており、顧客にその見本を示すガーデン造りの場として利用されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 整理番号7および整理番号8については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

4月7日に中村推進委員と申請者とで現地確認を行いました。譲渡人は、市外にお住まいのため管理ができず、譲受人の家族が随分前から草刈を行い管理されていました。また、駐車場としても利用されていたと聞きました。今回、譲受人夫婦が工務店を開業され、整理番号8の土地も購入されることとなりました。整理番号8の申請地には、譲渡人の空き家もあり、同時に購入されます。申請地に

は果樹が3、4本植えられており、そのままガーデンとして利用されます。整理番号7、8とも譲渡人は遠方にお住まいのため、今後の管理ができなくなるため契約の運びとなりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20中村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号20中村です。

4月7日に奥村農業委員と現地確認しました。譲渡人が2名おられ、いずれも遠方で生活基盤を設けられており、譲受人への売買は、隣接する農地への影響もないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号7、整理番号8を一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、整理番号7について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号8について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号9について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号9について説明します。議案書は7ページ、参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は31ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

申請内容は、露天駐車場を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。計画に

よると、隣接土地に建設する新名神高速道路信楽工事の仮設事務所に併設する駐車場として利用されます。許可後、転用工事に着手し、令和4年8月から令和7年10月まで、仮設事務所の駐車場として利用予定です。その後、令和7年11月から令和8年1月末までで撤収、復旧する計画をされています。国からの通知で、一時転用の期間は「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間」とされています。本申請は、その必要最小限であると認めることができると考えます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号9については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

3月28日に大西推進委員とともに現地を確認し、譲受人から転用申請理由の説明を受けました。譲受人は新名神高速道路の上下6車線化工事を請負っており、4年間の限定的ですが、既に現場事務所を建設されております。しかしながら、従業員の駐車場がないため、隣接地の農地、ここは長期間荒地となっておりますが、1メートルほどかさ上げをして、25台分の駐車場を整備されます。地盤の表層は碎石仕上げとしており、場内の雨水は、県道大津信楽線沿いの側溝に放流されます。周辺農地はありませんので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号40大西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号40大西です。

3月28日に現地を確認しました。申請地は、大戸川と道路の間であって、高速道路の拡張工事を4年間行うとのことで、駐車場の予定地が、現況不耕作地の田で、近隣農地もなく、一時転用で工事完了終了後に元に戻すとの考えとのこと。周りに迷惑をかけることもなく、許可してよいと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 保井委員。

保井農委 議席番号4番保井です。
4年間の利用が終われば原状復旧する、一時転用ということですが、盛り土、砕石等を入れて、原状復旧するというのは、田に返すのか、形状変更してそのまま置いておかれるのか、4年後しかわかりませんが、最終的な確認を農業委員会事務局等が確認することになっているのか、教えていただきたい。

議 長 事務局。

事 務 局 見積書ではすべて撤去する費用まで含まれています。一時転用ですので、一旦転用工事完了後の報告、その間1年毎の報告、最終撤去後の報告も写真つきで提出いただき確認し、また、必要に応じて現場確認も行う予定です。

保井農委 地目変更は伴わないということですね。

事 務 局 はい。最終は田に戻されます。

保井農委 了解しました。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号9について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号10について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号10について説明します。議案書は8ページ、参考図は29ページ、30ページ、土地利用計画図は32ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。
申請内容は、露天の資材置場、駐車場を目的とする、農地の売買です。譲受人は申請地の東の道路の向かい側にて陶器の製造販売を行っており、敷地が手狭になってきたことから、申請地を原材料等の置き場、および従業員、来客用駐車場にする

ため申請されました。敷地内は、切土、盛土を行い、県道の高さ程度に合わせられます。駐車場への進入は東側の道路からとし、スロープを作る計画とされています。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号10については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

4月4日に大西推進委員と地元農業組合長と私の3名で現地を確認し、譲受人から転用申請理由の説明を受けました。譲受人は地元で陶磁器の製造販売を営んでおりますが、現状従業員や来客者の駐車場、並びに製品の置き場が手狭になってきました。そこで、隣接地にあります、長期間不耕作の農地を購入し、駐車場等として整備されるものです。表層はクラッシャーラン仕上げとし、場内の雨水は自然浸透処理とされております。以上より許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号40大西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号40大西です。

現地は新名神高速道路が裏山の中腹まで迫っており、水利が途絶えた状況で、耕作地としての利用条件が厳しい状態です。譲渡人が高齢で、隣の譲受人の経営する店の駐車場が手狭になってきたと聞きました。周辺に農地もなく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号10について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号10については、許可とすることに決定いたします。
議案第103号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第104号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第104号について説明します。議案書は9ページからです。
今月の決定は77件で、借り手・貸し手と農用地の所在、面積、期間等につい
ては、利用権設定等の明細のとおりです。
10ページ、11ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権および
使用貸借権の設定の面積は16万8,340平方メートルです。また、借り手の
農地台帳による経営状況は、32ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、議案第104号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第104号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通
知をいたします。
議案第104号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。
- 事 務 局 報告します。調書は33ページ、34ページ、参考図は33ページから36ペ
ージです。

今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が2件です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 　質問等がありませんので、続きまして、**報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。今月の田畑形状変更の届出は1件で、調書は35ページ、参考図は37ページです。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議長 　続きまして、報告事項に入ります。

最初に、**報告事項1「農地利用最適化推進委員会及び意見書検討委員会報告事項」**については、事務局からお願いします。

事務局 　・地域ブロック会議の開催

議長 　続きまして、**報告事項2「活動方針作成委員会報告事項」**については、寺田委員長からお願いします。

寺田委員長 　・第5回活動方針作成委員会の結果

議長 　続きまして、**報告事項3「広報編集委員会報告事項」**については、福井委員長からお願いします。

福井委員長 　・第1回広報編集委員会の結果

議長 　続きまして、**報告事項4「事務局報告事項」**について、お願いします。

事務局

- ・経過と予定
- ・農地法第18条第6項の規定による賃借権の解除通知
- ・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告
- ・農地パトロール結果
- ・令和4年度農事（農業）改良組合長名簿の配布
- ・農地利用最適化推進委員の選任について

議長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。